

## 関 哲夫氏

日本監査役協会 会長  
新日本製鐵 常任監査役

— 会長就任の抱負をお聞かせください。

監査役が、名実共にコーポレート・ガバナンスの担い手となるために尽力していきたい。

会社の内部統制システムを構築する義務は取締役、経営者であり、その有効性をモニタリングするのが監査役です。監査役がガバナンス構造の一翼を担うということについては、会社法施行にいたる一連の改革の中で明確になってきました。しかし、果たして本当にその通りに機能しているのかというのが最大の課題です。一口に監査役と言っても、企業によってさまざまですから一刀両断には言えないですが、本当に役割が果たしているのかと言われるば、世間からは必ずしもそのような評価を頂いていないというのが現実です。

— そもそも不祥事が起きても「監査役は何をしていたんだ」という声もあがりません。

残念ながら、そのような事実もあると思われれます。この点は、監査役のやっている仕事が見えてこ

ないことも、大きな要因と考えます。監査報告書

というものがあって、これが監査役の仕事の全てとも言えるのですが、もっと日常的な監査活動というものを見えるようにする必要があります。

そもそも監査役役割は何なのか。大きく言って二つの観点があると思っています。

一つ目がコンプライアンスで、企業が企業活動の前提として、社会に存在するために守らなければいけないことがきちっとできているのかという点です。そして二つ目は、資本市場に対して適切な情報を提供しているかという財務情報の信頼性です。この二つのポイントを正しくチェックするのが監査役、内部統制の番人たる仕事だと思っています。原論的に言えば、経営者が企業経営を効果的かつ有効にやっているのか、すなわち株主から預かったお金を効果的に運用できているのかという観点が最も本質的なことなのでしょうが、現実にはいまの監査役に問われているのはこの二つの点なのだろうと思います。

薬害問題、食品問題といった品質や安全の問題など、経営倫理に関わる問題も枚挙に暇がない状況です。企業倫理に悖るようなことは経営者として絶対にしてはいけないことで、監査役がきちんとモニターしなければなりません。

— 財務報告の信頼性という点ではいかがですか。

いまはまだ経済が比較的よいということもあり、あまり表面化してこないのかもしれませんが、経済が悪化すると、こうした資本市場に対する背任行為はもっと多くなるのではないのでしょうか。主に上場会社の問題として、金融商品取引法によるいわゆる日本版内部統制が来年四月以降の年度から適用になるわけですが、本当に十分に準備ができているのでしょうか。大会社ともかく、新興市場など人手の少ない中堅中小企業で本場に対応できているのだろうかという問題が残されています。

— 金融商品取引法では監査役的位置づけが明確ではないですね。

会社法では、監査役が監査報告書を株主に提出して株主から評価を受けることになっているのですが、金融商品取引法の財務報告に関する内部統制では、経営者と公認会計士の関係でしか語られていないわけで、そこには監査役が出てこない。公認会計士が監査する統制環境の一部になっているのです。統制環境の側から経営者の報告書だけでなく、監査役報告書が添付されるという形にできないか、いわゆる見える監査という点でももう少し進めていく必要もあるのではない

# 内部統制の番人たる 機能のさらなる発揮を



かと感じています。

——公認会計士との関係についても課題がありますね。

個人的にも金融審議会の公認会計士部会長をやらせていただいて、今度の公認会計士法改正に関わる仕事をしました。その際にも公認会計士の経営執行からの独立性という点が問題になりました。公認会計士の「選任」と「報酬」に関する提案権は執行にあり、監査役は同意権しか持つていない。世界各国では監査委員に提案権があるにもかかわらずです。特に報酬というのは監査計画そのものにつながります。これを執行に制限されてしまったら、この会社は危ないなと会計士が思っても、きちつとした監査などそもそもできやしない。監査役が同意しなきゃいいじゃないか、

という考え方もあるでしょうが、これも現実には難しい。したがって、監査の質につながる監査報酬については、経営とは別のところで決めてほしいとこれまで主張してきました。世界各国と同様に、提案権と同意権を逆さまにしないといけません。この点については、法制審議会で今後検討していくことになっています。

——いわゆる「ねじれ問題」ですね。

これを解決するためにも、監査役が提案権をもたなければいけない。これは日本監査役協会としても主張していかなければならないと思っています。監査役が提案権を持ち、会計監査のポイントをここに入れてほしい、監査の量と質はこうあるべき、ということ監査役が決めていかないとけない。そして公認会計士は、問題があればどンドン指摘していかなければならない。公認会計士と監査役が本当の意味で協力できれば、財務報告の粉飾などは撲滅できる問題であると個人的には信じています。

ただ、現実にはいまの監査役たちがこうした権限を引き受けられるのかという意見があります。財務報告の信頼性という点だけでなく、不祥事撲滅という観点でも、いまの監査役たちにそんなことができるのかと。金融審議会で「監査役に提案権を与えたほうがいいじゃないか」と言っても、「そんな能力があるのか」という意見が公然と出るので。私としてはちょっと待ってください。できない人もいるかもしれませんが、原理の話と個別の話を一緒にするなど言っています。

——監査役の資質という課題ですか。

監査役に対する啓蒙教育活動という点では、これまで協会は相当力を入れてやってきたわけです。これは大変意義のあることだったと感じています。現在、会員は約八千人いるのですが、監査役になるまで「監査役って何をやるのか知らなかった」という人が、殆どなのです。そもそも、私もそうでしたから(笑)。

これからは、監査役の置かれている状況に応じ、今まで行ってきた啓蒙教育活動を体系化し、日本CFO協会がやっているようなライセンス制度として監査役認定制度のようなものを作り上げられないだろうかということを考えています。強制はできないとは思いますが、何らかの認定が必要ではないでしょうか。もともと、そうは言っても監査役には法律や会計、技術がわかるといった単なる知識だけではなく、勇気とか誠実さといった人間としての素養も強く求められるわけで、相当な人物じゃないと務まらないことも確かです。しかし、監査役の社会的評価を確立していけば必ずこうした人材が集まってくるものではないでしょうか。そのためにも、監査役の方をどうしていくべきか、今後、経営者も巻き込んでいろいろと議論ができる場を作っていきたいと考えているところです。

(聞き手・日本CFO協会 谷口 宏)

(編集部注) ガバナンスの形態としては委員会設置会社、監査役設置会社とありますが、ここでは監査委員も含めて「監査役」という言葉で統一して表記しています。